



平成 19 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネット マー ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 橋 純
(コード番号:3713 東証第二部)
問 合 せ 先 マーケットコミュニケーション部長 三谷一志
(TEL:03 - 3423 - 3291)

「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告」に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 31 日付で関東財務局に対し、「第 7 期(自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)有価証券報告書の訂正報告書」、「第 8 期(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)有価証券報告書の訂正報告書」、「第 9 期(自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)有価証券報告書の訂正報告書」、「第 10 期(自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)有価証券報告書の訂正報告書」及び「第 8 期中(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)半期報告書の訂正報告書」、「第 9 期中(自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)半期報告書の訂正報告書」、「第 10 期中(自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)半期報告書の訂正報告書」、「第 11 期中(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)半期報告書の訂正報告書」を提出し、その旨を公表しております。

この訂正に関し、平成 18 年 6 月 26 日提出の「第 10 期(自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)有価証券報告書」及び平成 19 年 2 月 15 日提出の「同有価証券報告書に係る訂正報告書」について、「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当するとして、本日、証券取引等監視委員会から、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、3,000,000 円の課徴金納付命令を发出すべきである旨の勧告がなされたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

勧告を受けた事由の概要

本件は、平成 19 年 6 月 4 日付「過年度決算及び平成 19 年 3 月期決算内容の疑義に関するお知らせ」及び同年 7 月 12 日付「過年度決算及び平成 19 年 3 月期決算の訂正に関するお知らせ」並びに、同年 9 月 14 日付「不適切な取引に伴う過年度決算訂正に関する外部調査委員会の調査報告について」にて公表のとおりであります。平成 15 年 3 月に発生した取引先への販売協力と同年 12 月に発生したソフトウェアの先行発注が発端となっており、以後循環取引が約 4 年に亘り繰り返され、5,007 百万円の売上の過大計上と、1,097 百万円の損失が発生したことに係るものです。

これに伴い、監査法人による指導の下、当該取引に関連するソフトウェアの資産計上について購入時に遡って修正すると共に、仮払金処理した 2 件の簿外債務は循環取引の発生時期に遡って修正を行い、更に、追加監査により繰延税金資産取り崩しなどの追加修正を行いました。

当社は、当該取引に伴う不正な会計処理を防止・発見できなかった最大の理由が社内管理体制・内部統制の不備にあると認識し、又、同年 10 月 2 日付で東京証券取引所に対し「改善報告書」を提出しております。

当社は、同改善報告書に沿って、これまでに組織管理体制強化のため社内組織と業務分掌の見直しを実施するとともに、内部牽制機能強化を目的とした内部統制委員会を設置し、又、内部監査機能強化のため監査部の専任要員を充実させる等、再発防止に向けた取り組みを実施しております。

更に、今後、金融商品取引法施行に向けた社内規程の整備、社内各部門に対する法令遵守の周知等、企業・倫理行動の規範に則った諸施策を打ち出すことに努めてまいります。

当社は、この度、証券取引等監視委員会が上記勧告をされたことを真摯に受け止め、今後二度とかかる問題を起こさぬよう、引き続き内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、役職員一丸となって市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいる所存であります。

皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

ご参考

- ・ 証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2007/2007/20071221.htm

以上